建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　尾又　　清　一級建築士　第227624号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止11月
4　処分の原因となった事実　東京都内及び神奈川県内の建築物（９物件（建築確認：東京都内の６物件は、平成16年５月、平成17年７月（２物件）、平成18年３月（３物件）、神奈川県内の３物件は、平成18年２月（２物件）、同年４月））について、一級建築士事務所飛鳥設計㈱（東京都知事登録第33753号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　生井　昌三　一級建築士　第71727号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止８月
4　処分の原因となった事実　千葉県内の建築物（６物件（建築確認：平成14年３月（２物件）、同年４月（４物件）））について、一級建築士事務所㈲生井建築設計事務所（千葉県知事登録第１―9806―62号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　長瀬　暁生　一級建築士　第268986号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止６月
4　処分の原因となった事実　埼玉県内及び千葉県内の建築物（４物件（建築確認：埼玉県内の１物件は、平成14年11月、千葉県内の３物件は、平成13年11月、平成14年７月、平成15年７月））について、二級建築士事務所三橋総合企画二級建築士事務所（千葉県知事登録第２―0002―2997号）及び一級建築士事務所㈲ナガセ設計（千葉県知事登録第１―1203―5681号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定及び建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　中野　喜久　一級建築士　第92723号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止５月
4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（３物件（建築確認：平成12年９月、平成20年９月（２物件）））について、一級建築士事務所㈲中野建築設計事務所（神奈川県知事登録第5371号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松井　隆雄　一級建築士　第55800号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成15年３月））について、一級建築士事務所松井建築設計事務所（東京都知事登録第27433号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条の規定に違反する設計（構造耐力上必要な軸組の設置基準を満たさない設計）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　横尾　　敏　一級建築士　第216785号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（１物件（建築確認：平成18年５月））について、横尾一級建築設計事務所（埼玉県知事登録⑹第701号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条の規定に違反する設計（道路に接する他人の土地を無承諾で本件建築物の敷地とし、その敷地を除くと無接道となる設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　吉田　雅昭　一級建築士　第179084号
3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　東京都内の建築物（１物件（建築確認：平成22年12月））について、㈱杉原設計事務所（東京都知事登録第7318号）の業務に関し、設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第４項の規定に違反する設計（第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物の設計）を行った。